

大分県建設業経営力強化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県内における建設業者の経営力強化を図るため、大分県建設業経営力強化支援事業実施要領（平成20年4月10日伺定。以下「実施要領」という。）に基づき、他の同業者と合併等を行う者及び新分野進出の検討を行う者が要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象事業)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業は、企業合併等支援事業及び新分野進出支援事業とする。

(補助対象事業の期間)

第3条 企業合併等支援事業にあつては、当該年度の前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間（以下「合併等対象期間」という。）に合併日（新会社設立の場合は設立日）が属するもの、新分野進出支援事業にあつては、当該年度内に事業が完了するものを、それぞれ当該年度の補助対象とする。

(補助金の交付方法)

第4条 この補助金は、精算払いの方法により交付する。

(補助金の交付請求)

第5条 補助対象者が補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第6条 知事は、補助対象者が要綱の規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助金の額が確定した後においても適用する。

(補助金の返還)

第7条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しにかかる部分に関し、その返還を命ずるものとする。

(書類の提出部数)

第8条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、所管の土木事務所長を経由するものとする。

(企業合併等支援事業の補助要件等)

第9条 企業合併等支援事業の補助要件、補助対象経費及び補助率・補助金額については、下表のとおりとする。

補助要件	補助対象経費	補助率・補助金額
合併等を行い、入札参加資格再認定通知を受けていること。	合併等を行う建設業者が要する経費で、原則として合併等の契約締結日以後に発生するものうち、次に掲げるもの。 ただし、租税公課、消費税・地方消費税は対象外とする。 ①合併等の会計処理等に係る経費 ・税理士報酬等 ②合併等のための商業登記に係る経費 ・商業登記登録免許税 ・司法書士報酬等 ③合併等の公告に係る経費（官報・日刊新聞紙掲載） ・公告掲載費 ・決算書掲載費等 ④合併等の日を審査基準日とする経営事項審査を受けるための経費 ・経営事項審査申請費用等（行政書士報酬を含む）※建設業許可申請費用を含む。	2分の1以内 ただし、予算の範囲内で、50万円を上限とする。 （千円未満切捨）

（企業合併等支援事業の補助金交付申請並びに実績報告）

第10条 企業合併等支援事業は実績補助とする。規則第3条第1項の規定による申請及び規則第12条の規定による実績報告は、補助金交付申請書及び実績報告書（第2号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、原則として合併等対象期間の翌年の2月末日までに知事に提出しなければならない。

（1）関係書類

- ①企業合併等実施報告書（第3号様式）
- ②企業合併等支援事業精算書（第4号様式）

（2）添付書類（②、④は正本。他は写しで可。）

- ①合併契約書
- ②合併前の商業登記簿謄本（合併により消滅した会社の閉鎖登記簿謄本）
- ③合併契約日における株主（出資者）一覧表
- ④合併後の商業登記簿謄本
- ⑤支出を証する書類（領収書等）
- ⑥公告記事
- ⑦入札参加資格再認定通知書

※ ②は「閉鎖事項全部証明書」、④は「履歴事項全部証明書」とする。

（企業合併等支援事業の補助条件）

第11条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- （1）補助対象者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類を補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- （2）その他、規則、実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。

（企業合併等支援事業の補助金の交付決定及び額の確定通知）

第12条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認め

るときは、補助金の交付の決定及び交付すべき補助金の額の確定を行い、補助金交付決定通知書及び補助金の額の確定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

（新分野進出支援事業の補助対象経費等）

第13条 新分野進出支援事業の補助対象経費及び補助率・補助金額については、下表のとおりとする。

補 助 対 象 経 費		補助率・補助金額
新分野進出の検討に要する経費のうち、次に掲げるもの。 旅費を含む場合、支援対象は一旅程につき、3名までとする。 ただし、消費税・地方消費税は対象外とする。		
基礎調査型	①委託費 コンサルタント等専門家の派遣等に係る経費 ②先進地等研修調査費 先進事例等の情報収集のための研修に要する旅費及び宿泊費等 ③その他調査に必要な経費	2分の1以内 ただし、予算の範囲内で、30万円を上限とする。（千円未満切捨）
進出計画策定型	①委託費 コンサルタント等専門家の派遣等に係る経費 ②試験研究費 試作品の作成に要する材料費、機械の賃借料等 ③市場調査費 消費動向等調査に要する経費（賃借料、賃金及び店舗の維持管理費等） ④その他計画策定に必要な経費	2分の1以内 ただし、予算の範囲内で、100万円を上限とし、同じ業種について基礎調査型で支援済みの者は、その補助額を控除した額を上限とする。（千円未満切捨）

（新分野進出支援事業の補助金の交付申請）

第14条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書（第6号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

- (1) 新分野進出の検討に係る実施計画書（第7号様式）
 - (2) 新分野進出の検討に係る収支予算書（第8号様式）
- 2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

（新分野進出支援事業の補助条件）

第15条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第9号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属す

る年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

(5) その他、規則、(実施要領)及びこの要綱の定めに従うこと。

2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

(1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更

(2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減

(新分野進出支援事業の補助金の交付決定の通知)

第16条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書(第10号様式)により行うものとする。

(新分野進出支援事業の申請の取下げのできる期間)

第17条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(新分野進出支援事業の実績報告)

第18条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書(第11号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い時期までに知事に提出しなければならない。

(1) 関係書類

①新分野進出の検討に係る事業実績書(第12号様式)

②新分野進出の検討に係る収支精算書(第13号様式)

③新分野進出計画書(第14号様式)

※ ③については、進出計画策定型の補助対象者のみ。ただし、経営革新計画承認企業は提出不要。

(2) 添付書類

①支出を証する書類(領収書の写し等)

②報告書等事業内容を説明できるもの

※ 様式は任意とするが、事業内容が説明できるものとする。

(新分野進出支援事業の補助金の額の確定通知)

第19条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書(第15号様式)により行うものとする。

附 則

1 この要綱は、平成20年度の予算に係る大分県建設業経営力強化支援事業から適用する。

2 平成20年度の予算に係る大分県建設業経営力強化支援事業については、要綱第3条の規定にかかわらず、補助対象事業の期間の始期を平成20年5月1日とする。

附 則

改正要綱は、平成21年度の予算に係る大分県建設業経営力強化支援事業から適用する。

附 則

改正要綱は、平成22年度の予算に係る大分県建設業経営力強化支援事業から適用する。

附 則

改正要綱は、平成27年度の予算に係る大分県建設業経営力強化支援事業から適用する。